

事 務 連 絡

平成23年3月16日

各 都道府県

難病担当主管課
災害時人工透析担当課

 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

被災地の透析患者等の受入体制の確保等について（協力依頼）

御了知のとおり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な被害により、現在、被災地域での透析患者に対し、透析医療の提供体制が極めて困難な状況となっていることから、多くの透析患者を被災地域外へ移送し、透析医療の提供を確保する必要性に迫られています。

また、被災地域の透析患者の受け入れについては、透析医会等の協力により調整が進められているところであります。

こうした中で、被災地域以外の透析患者の受入医療施設や患者等が長期に滞在する宿泊施設の確保についても、併せて必要となっているところです。

つきましては、今後、被災地からの透析患者の受入施設及び患者等の宿泊施設の確保及び受入に係る調整等について、特段の御配慮・御協力の程よろしくお願い申し上げます。